

# 自転車のりのりチャレンジ

楠コースのこたえ



Q1

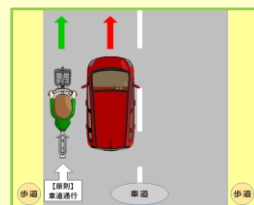
じてんしゃ しゃどう ほどう  
自転車は車道でも歩道でも  
す 好きなどころを ほしい  
好きなところを走ってよい  
べんり の ちの  
便利な乗り物です。



こたえ



自転車は原則車道を走らなければいけません。



※ただし、歩道に「普通自転車歩道通行可」の道路標識がある場合や、自転車の運転者が13歳未満70歳以上の場合、また、車道通行が困難な場合などで歩道を通行することがやむを得ないと認められる場合などは歩道を通行可能です。



Q2

じてんしゃ しゃどう つうこう  
自転車で車道を通行するときは、  
しゃどう みぎがわ ひだりがわ  
車道の右側でも左側でも  
す ほしい  
好きなところを走ることができます。



こたえ



自転車は車道の左側に寄って通行しなければいけません。



※車道の右側を通行すると対向して走ってくる車両等と正面衝突するなど大きな事故の原因になるのでぜひにやめましょう。



Q3

いちじていし ひょうしき  
一時停止の標識のあるところでは、  
くるま と あんぜんかくにん  
車はいったん止まって安全確認をして  
すす すす  
から進みますが、自転車は徐行すれば  
すす  
そのまま進むことができます。



こたえ



道路交通法上、自転車は車両の仲間です。一時停止の標識のある交差点では、必ず一度止まって安全を確かめましょう。



交差する道路の車両等の通行を妨害してはいけません。



Q4

ふつう じてんしゃ ほどう つうこう か  
「普通自転車歩道通行可」  
ひょうしき ところ  
の標識のある所では、  
じてんしゃ ほし ほこうしや と  
自転車が走ってきたら、歩行者が止まって  
じてんしゃ みち ゆず  
自転車に道を譲らなければなりません。



こたえ



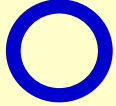
自転車は原則車道を走らなければいけません。ただし、歩道に「普通自転車歩道通行可」の道路標識がある場合などは歩道を通行することができます。

※歩道は歩行者優先です。歩行者の通行を妨げるような走り方をしてはいけません。



Q5

じてんしゃの  
自転車に乗って  
おうだんぼどうわた  
横断歩道を渡ろうとしたら、  
ほこうしゃわた  
歩行者がたくさん渡っていたので、  
おおうだん  
降りて押し横断しました。



こたえ

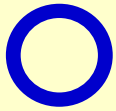


横断歩道は歩行者のためのものです。  
歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は、  
自転車から降りて押し歩きましょう。



Q6

じてんしゃどう どうろ  
自転車道のある道路では、  
え ばあい のぞ  
やむを得ない場合などを除き  
じてんしゃ じてんしゃどう つうこう  
自転車は自転車道を通行しなければ  
なりません。



こたえ



自転車道が設けられている道路では、  
自転車道以外の車道を横断する場合及び  
道路の状況によってやむを得ない場合などを  
除き、自転車道を通行しなければなりません。



※西宮市内の国道2号の  
六湛寺町～神楽町に  
設置されているような  
双方通行の自転車道内は  
左側通行しなければいけません。

Q7

こ しょうがっこう こうがくねん  
子どもが小学校高学年になり、  
じてんしゃの  
自転車に乗るときにヘルメットを  
は  
恥ずかしがるので、  
ちやくよう  
着用させませんでした。



こたえ



児童・幼児（13歳未満の者）の保護責任者は  
児童・幼児を自転車に乗車させるときは  
ヘルメットをかぶらせるように  
努めなければいけません。

※自転車乗車中に  
交通事故に遭い転倒すると  
頭部を損傷することが多くみられます。  
大切なお子様の命を守るために  
ヘルメットを正しく着用させましょう。



Q8

ぜんりん こしょう き  
前輪ブレーキが故障して効かなくなった  
じてんしゃ こうりん き  
自転車でも、後輪ブレーキが効けば、  
どうろ はし  
道路を走ることができます。



こたえ



ブレーキのない自転車、  
ブレーキが効かない自転車を  
運転してはいけません。  
前輪・後輪の一方にしかブレーキがない  
自転車で走行する行為も  
違反です。

※日頃から点検整備を  
心がけましょう。



Q9

ライト（前照灯）が壊れて  
点灯しない自転車で  
夜の暗い道を走って  
買い物に出かけました。

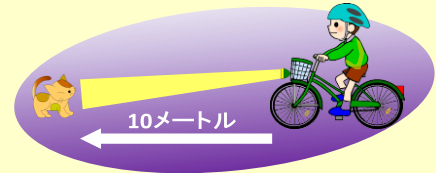


こたえ



夜間道路を通行するときは、  
ライト（前照灯）を点灯しなければなりません。

※自転車のライト（前照灯）は前方10メートルの  
距離にある障害物を確認できる  
性能を有するものです。



Q10

15歳の兄が自転車で公園に行くとき  
5歳の弟を幼児用座席に乗せて  
走りました。



こたえ



自転車は原則として  
二人乗りをしてはいけません。



※ただし兵庫県では、  
16歳以上の者が6歳未満の幼児一人を  
幼児用座席に乗せて運転することができます。



また、令和2年6月の改正により  
未就学の園児に限って  
6歳も含むことになりました。



Q11

雨が降っていたので、  
レインコートを着用して  
自転車を運転しました。



こたえ



自転車の片手運転は禁止されているため、  
傘を差しながら運転をしてはいけません。



※雨の日はレインコートを着用するなど  
安全運転を心がけましょう。



Q12

歩道を下校中の小学生がたくさん  
歩いていて、走る場所がなかったので  
ベル（警音器）を鳴らして  
除けさせて走りました。



こたえ



自転車が歩道を走りやすくするために  
ベルを使用して  
歩行者を除けさせてはいけません。

※歩道をたくさんの方が  
歩いているときは  
自転車は  
降りて押して歩くか  
一時停止しましょう。  
歩道は歩行者優先です。





# 楠コース

がんばったね！



じてんしゃ りょう

自転車を利用するときは

まわ ひと あんぜん かんが

周りの人の安全も考えて

こうつう ただ まも

交通ルールを正しく守ろうね！

# じてんしゃ 自転車のりのり チャレンジ

くわ  
もっと詳しく  
し  
知りたくなかったかな!?



～自転車の交通ルールを守りましょう～  
【西宮市ホームページ】はこちら



～自転車の交通安全～  
【兵庫県警察ホームページ】はこちら



西宮市キャラクター  
みやたん